大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成 10 年法律第 91 号)第 6 条第 1 項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により公告する。

なお、その変更届出書等は令和7年9月5日から4月間岐阜県商工労働部商業・金融課に おいて縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

令和7年9月5日

岐阜県知事 江崎 禎英

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 鵜沼西町複合店舗

各務原市鵜沼西町一丁目415番1 外6筆

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 芙 蓉 総 合 リース 株 式 会 社

代表取締役 織田 寛明

東京都千代田区麹町五丁目1番地1

- 3 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社しまむら	株式会社しまむら
代表取締役 鈴木 誠	代表取締役 髙橋 維一郎
埼玉県さいたま市大宮区北袋町一丁目	埼玉県さいたま市大宮区北袋町一丁目
6 0 2 番 1 号	6 0 2 番 1 号
他 1 者	他 1 者

4 届出年月日令和7年8月29日